

令和 7 年度名張市立名張中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定

令和 7 年 4 月改定



本方針は「三重県いじめ防止基本方針」並びに「名張市子ども条例」の基本理念をもとに、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、名張中学校の全ての生徒が安心・安全に学校生活を送り、学校教育目標である「人間性豊かで、たくましい生徒の育成」の実現ができることを目的に策定をしました。

1 いじめに対する基本的な考え方

【いじめの定義】

いじめとは、「当該生徒と一定の人間関係（※1）にある者が、心理的または物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 一定の人間関係とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を示します。

※2 物理的な影響とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。また、表面上、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとします。

【基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

生徒は、いじめを行ってはならない。

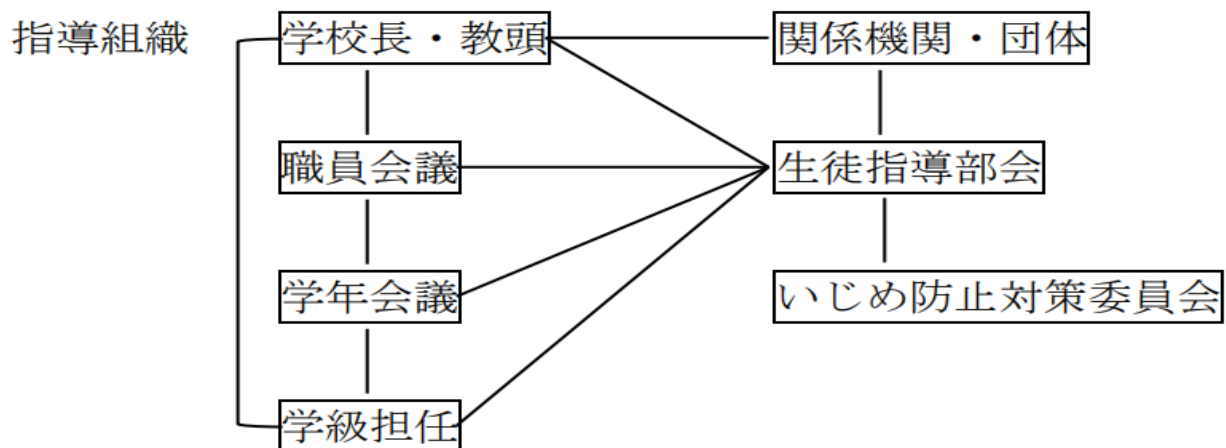
【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ対策のための校内組織

いじめの防止等の指導を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

【構成員】 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、関係教職員/スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
【活動】 いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談計画） いじめ防止に関すること。（道徳／学活の指導案、集会での講話） いじめ事案に対する対応・指導に関すること。 校内研修等、教職員の資質向上を図る取り組みの起案。 学校評価にいじめに関する取組を加え、学校が組織的に活動できているか適正に自校の取組を評価し、基本方針を見直す。
【開催】 週１回を定例会とする。（兼生徒指導部会） いじめ事案発生時は緊急的に開催する。 外部構成員を含む委員会を年１回開催する。ただし重大案件についてはその都度開催する。
【守秘義務】 委員等は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その委員を退いた後も同様とする。



3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

◆いじめの未然防止

○いじめを生まない学校づくり

- いじめを許さない学校風土の醸成（魅力ある学校づくり）
- 校内指導体制の確立
- 教師の指導力向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 自己指導能力の育成

◆いじめの早期発見

○早期発見のための措置

- 生徒対象いじめ、及び Q U アンケート調査 年 3 回（6 月・9 月・12 月）
- 学級担任との教育相談による聞き取り調査 年 3 回（6 月・11 月・3 月）
- 毎日の健康観察での悩み調査
- 教職員による観察や情報交換
- 情報の招集（学校運営協議会等を活用した P T A や地域の関係団体との連携・協働）

○生徒及び保護者がいじめに係わる相談ができるように、次のような相談体制の整備を行います。

- スクールカウンセラーの相談 隔週
- 各学年の学校生活／いじめ相談窓口の設置 毎日昼休み
- 全校教職員との教育相談ウィークの実施 年 2 回（6 月・11 月）

◆いじめへの対処

○いじめの発見や相談を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴します。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要です。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮し、安全を確保します。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整えます。
- いじめの事実が確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と助言をおこないます。また、事実確認により判明したいじめに関する情報を、全職員及び関係機関等へ適切に提供します。
- いじめを即刻やめさせ、その再発を防止させるために、いじめを行った生徒への毅然たる指導と、保護者への助言を継続的に行います。
- 教育上必要があると認められるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を目的に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。またいじめを受けた生徒や他の生徒が安心して学習できるように、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒を一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察機関と連携をして対処します。
- はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導します。また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努めます。

- いじめが「解消している」状態とは「いじめに係わる行為が止んで相当期間継続していること（少なくとも3か月を目安）」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。これらの要件が満たされいる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行います。

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対応・対策

- インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除依頼等の措置をとります。また、必要に応じ、警察等と適切な連携を図ります。
- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、人権講演会や携帯電話教室等を行います。

4・重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、以下とおり対処します。

① 重大事態の調査

○調査を要する重大事態の例

- いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
(不登校の定義により、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の措置者または学校の判断で重大事態と認識します)
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

② 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会へ事態発生 of 報告を行います。

③ 名張市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果はいじめを受けた生徒・保護者に対し適切に提供します。

5・保護者、地域との連携

いじめの防止・早期発見のためには、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにすることが大切です。また、いじめは学校だけでなく地域やインターネットを通じて行われることもあります。そのため地域の見守り活動等を充実させ、安心して子ども達が生活できる環境を構築していくことも必要です。学校は家庭、地域の関係団体と組織的に連携・協働できるように努めていきます。